

## 漁業用燃油緊急特別対策：Q&A

平成 25 年 8 月 30 日現在

### （趣旨）

**問 1** どうして特別対策を実施するのか。

**答** 漁業経営セーフティーネット構築事業は、将来の燃油価格高騰に備えるため、漁業者と国が予め積立を行い、価格が一定の水準を超えた場合に補填金を支払うことで、影響を緩和しようとするものです。

この事業において、漁業者と国の負担割合は 1：1 であり、本来、この積立の範囲で補填金の支払いをまかなえることが望ましいのですが、燃油価格については、最近の円安等の影響により高止まりが続いていることから漁業者の積立金の払底も懸念される状況にあります。

こうした中、責任ある漁業者として資源管理・漁場改善に取り組むとともに、省エネに対しても計画的に取り組む漁業者の皆さんの負担軽減と積立金の払底防止のため、26年度末までの特別対策として実施を決定しました。

### （特別対策発動基準）

**問 2** 特別対策発動ライン A 重油ベース 95 円/L とはどのような考え方で決まったのか。また、燃油の実際の購入価格が 95 円を超えれば発動すると考えてよいか。A 重油以外の油種はどうなるのか。

**答** 特別対策発動ラインは、現行制度加入者の半数の方の積立金が払底する「原油価格」ということで、62 円/L としました。水産庁の公表資料に記載されている 95 円/L は、漁業者の皆様の実感に合うよう、わかりやすくするために、例としてあげた A 重油価格換算値です。具体的には、この原油価格 62 円/L に、漁業用の燃油として最も多用されている A 重油価格との差額 + 33 円/L（水産庁推定の京浜地区末端価格をもとに算出）を加算し、A 重油価格換算値：95 円/L としたものです。つまり、特別対策においても現行事業同様、A 重油のほか軽油、ガソリン、灯油など漁業・養殖業で使用される全ての油種が対象になります。

繰り返しになりますが、特別対策を含め本事業では、中東産原油価

格を基本として事業を運営しており、特別対策も対象四半期の平均原油価格が 62 円/L を上回ったか否かで発動が判断されます。

従って、加入者が購入する A 重油価格が 95 円/L を超えても、原油価格が 62 円/L 以下であれば特別対策は発動しません。逆に、A 重油価格が 95 円/L 以下の場合にあっても、原油価格が 62 円/L を超えていれば特別対策は発動します。

### (特別対策の要件)

**問 3 特別対策を受けるためには、どのような手続きが必要か。**

**答** 特別対策を受けるためには、「漁業経営セーフティーネット構築事業」に加入した上で、①既存の資源管理計画又は漁場改善計画その他これらに準ずる取り組みに参加しているとともに、②平成 25 年度から 26 年度末までの間取り組む省エネ計画を策定・実施する必要があります。

現在、本事業に未加入の方は、加入申込の際、「漁業用燃油価格差補填金積立契約申込書」とともに事業主体（漁安協）へ提出する「漁業用燃油購入数量等設定申込書」に、①資源管理計画、漁場改善計画等に参加しているか否か、②省エネ計画を策定・実施するか否かを記載し、漁協もしくは業種別団体へ提出していただきます。

本事業へ既に参加されている方は、「燃油補填積立金の追加納入にかかる単位数量当たりの燃油補填積立金の積増し額等の設定申込書」に、①資源管理計画、漁場改善計画等に参加しているか否か、②省エネ計画を策定・実施するか否かを記載し、漁協もしくは業種別団体へ提出していただきます。この申込書は、積立金の期中積増しを行うための申込書ですが、積増しを希望しない方は、積増し単価、積増し金額等を空欄のまま提出してください。

これらの申込書の提出期限は、第 2 四半期から特別対策の対象となるためには平成 25 年 8 月末（第 3 四半期以降の場合は 10 月末、第 4 四半期以降の場合は 12 月末）です。

**問 4 既存の資源管理計画・漁場改善計画とはどのようなものか。**

**答** 「漁業収入安定対策事業等実施要綱（平成 23 年 3 月 29 日付 22 水漁第 2322 号農林水産事務次官依命通知）」第 3 の 2 の (1) に既定する資源管理計画又は「持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）」第 4 条に既定する漁場改善計画のことです。

申込の時点で参加していることが条件です（ただし、それらの計画

について、県等の認可を受けるのに時間を要する場合、申込の時点で計画内容の取組を実施していれば、要件を満たしたものとします。)

なお、特別対策を受けるためには、漁業共済や積立ぷらすへの加入は必須ではありませんが、漁業経営の安定のために資源管理・漁業経営安定対策を総合的に実施しておりますので、併せての加入を勧めます。

**問5 資源管理計画・漁場改善計画の策定やそれらに参加できない場合はどうすればよいのか。**

**答** 資源管理計画や漁場改善計画のほか、これらに準ずる取組に参加していても、要件を満たすこととなります。

この場合も、申込の時点で参加していることが条件です。

それでも、このような取組になじまない漁業や養殖業として水産庁が特に認めるものについては、この要件を免除される場合がありますので、個別にご相談ください。

**問6 資源管理計画や漁場改善計画に「準ずる取組」とはどのようなものか。**

**答** 例えば、漁業権行使規則で既定されている（成文化された）取組よりも踏み込んだ自主的な取組（いわゆる資源管理型漁業）です。ただし、実際にどのようなことに取り組む（取り組んでいる）のかについては、成文化しておく必要があります。

**問7 省エネ計画とはどのようなものか。**

**答** 省エネ計画は、契約者が個別に策定するもので、5%以上の省エネ効果が有るものとして別途「省エネ計画審査委員会」が認めた取組事例の中から2つ以上の取組を選び出し、26年度まで実行していくことを明示したものです。なお、契約者が実施しようとする省エネのための取組が事例の中にない場合には、「その他」の欄に取組内容を記載してください。

この省エネ計画の提出期限は、第2四半期から特別対策の対象となるためには平成25年9月末（第3四半期以降の場合は12月末、第4四半期以降の場合は26年3月末）です。

**問8 省エネ計画へ記載する取組のうち、25年度以前から取り組んでいるものについてはどうすればよいのか。**

答 省エネのための取組に 25 年度以前から取り組んでいる場合、その取組を開始した年度を記載してください。また、複数の取組の開始年度が一致しない場合には、古い方の年度を記載してください。

このことは、「水産庁長官が別に定める加入者等について（平成 25 年 6 月 24 日付け 25 水漁第 679 号水産庁長官通知）」において「ただし、計画期間の始点と成る基準年度については、過去に大幅な省エネの取組を講じた場合に限り、当該取組を講じた年度を基準年度とすることができる。」と明記されています。

**問9 新規加入希望者が提出する「漁業用燃油購入数量等設定申込書」に記入する「年間使用見込数量」とは何か。**

答 本制度へ加入を希望される方が、これまでどの程度燃油を使用しているのかを把握するものです。

特別対策の決定に伴い、12 月までは年度途中から加入できますが、問18にもあるとおり、小規模漁業者の特例を受けるためのデータにもなりますので、1 年間でみた場合の使用量を過去の漁業用燃油の使用量を参考に記入するようにしてください。

なお、この燃油使用量は、省エネ計画の履行確認を目的とするものではありません。

**問10 これまでにも省エネ努力をしてきました。省エネ要件の 5 % は厳しいのではないか。**

答 20 年の高騰時に創設した省燃油操業実証事業においては、グループで 10 % 以上の削減を求めたところですが、今回は、一律的な数値目標を求めるのではなく、各漁業者の漁業実態・経営状況を踏まえた省エネ努力に着目することとしました。

つまり、今回の省エネ計画は、省エネのために各漁業者がどのような取組を行うのかを記載するものであり、5 % 以上の省エネ効果があるとされている取組を導入することに関する計画となっています。これら取組の例については、事業主体に設置された省エネ計画審査委員会が策定・公表しています。

リンク（漁業経営安定化推進協会）：<http://www.gyoankyoo.or.jp/>

**問11 「漁協一括加入」の場合、構成員がそれぞれ省エネ計画書を提出することになるのか。**

答 省エネ計画は、漁協単位等、複数の漁業者がグループ単位でその

代表者又はグループ名で契約しているときには、グループ全体で1つの計画に代えることができます。

その際、構成員によって省エネの取組内容が異なり、計画書に記載が困難な場合は、別紙として誰がどのような取組を行うのか一覧表を添えて下さい。

**問12 資源管理計画・漁場改善計画、省エネ計画についてはどのようにして履行確認を行うのか。**

答 まず、資源管理計画・漁場改善計画への参画状況については、水産庁の担当部署と連絡を取り合い、不適切な事案について情報を共有することとし、本事業の枠組みで履行確認を行うことは考えていません。

一方、省エネ計画については、26年度中に、特別対策の対象となった加入者の計画内容を省エネ委員会が確認し、必要に応じて個別調査を行うこととします。

**問13 省エネ計画が実施されていない場合、どうなるのか。**

答 省エネ計画で実施することとした取組が実施されていないと判明した場合、やむを得ない理由があると認められるものを除き、支払われた補填金のうち、特別対策として上積みされた国費部分を返還していただくこととなります。

**問14 本事業には加入したい（している）が、特別対策を受けるための手続きを行わない場合はどうなるのか。**

答 資源管理や省エネへの取組が行われれば、本制度加入者が再加入の手続きを経ることなく特別対策の補填を受けられるということであり、けっして強制ではありません。申込を行わなかった場合であっても、原油価格が7中5補填基準を超えた場合には、国と加入者の負担割合が1：1の通常補填を受けることはできます。ただし、予期し得ない高騰に備え、所要の手続きを経て特別対策の対象となられることをお勧めします。

**(積立方法)**

**問15 25年度当初に事業主体に申告した25年度燃油購入予定数量を変更することができるか。**

答 25年度当初に加入していた者が、事業主体へ申告した燃油購入予定数量を変更することはできません。積増しされる場合は、25年度に

申告した燃油購入予定数量を元に積増しして下さい。

**問16 今回の期中積増しはどのようにすればよいのか。**

**答** 今回の特別対策においては、積立単価の上限を 7,500 円/KL としています。既に参加されている方のうち、積立金残額に不安をお持ちの方も、平成 25 年 12 月末までの間に、1 回を限度として期中積増しすることができます。期中積増しを行う場合には、25 年度当初に申込んだ積立単価と、今回積増す単価との合計の上限を 7,500 円とします。

例えば、25 年度当初の積立単価が 6,500 円の方の場合、積増し単価は 1,000 円のみ、5,000 円の方の場合、1,000 円もしくは 2,500 円のいずれかとなります。具体的には、以下の表を参照して下さい。

25年度 当初の 積立単価	選択できる期中積増し単価
6,500円/KL	1,000円/KL
5,000円/KL	1,000円/KL、2,500円/KL
4,000円/KL	1,000円/KL、2,500円/KL、3,500円/KL
3,000円/KL	1,000円/KL、2,500円/KL、3,500円/KL、4,500円/KL
1,700円/KL	1,000円/KL、2,500円/KL、3,500円/KL、4,500円/KL、5,800円/KL
1,000円/KL	1,000円/KL、2,500円/KL、3,500円/KL、4,500円/KL、5,800円/KL、6,500円/KL

選択した積増し単価等については、「燃油補填積立金の追加納入にかかる単位数量当たりの燃油補填積立金の積増し額等の設定申込書」に記載の上提出することになりますが、同申込書は、特別対策の要件に関する所要事項も記載されることになっているため、期中積増しを希望しない場合にあっても、特別対策の対象となることを希望する場合には必ず提出してください。その場合、積増し単価及び積増し金額の欄は空欄のまま提出することになります。

**問17 現在、本事業へ既に参加しているが、積増しを行う時期と特別対策分の補填を受けられる時期の関係はどのようになっているのか。また、積増しを行わなければ特別対策の対象にならないのか。**

**答** 積増しを行うか否か、また、積増しを行うとしてもその時期に関わらず、特別対策分の補填金支払要件を満たしていれば、本事業の加入者は、積立残額に応じて特別対策分の補填を受けることができます。

つまり、既加入者は、資源管理・漁場改善計画等に参加し、かつ、省エネ計画を策定・実施する旨の申し出を行い、省エネ計画を提出すれば、再加入の手続きを経ることなく特別対策の対象になるということです。ただし、第2四半期から特別対策の対象となるためには、平成25年8月末（第3四半期以降の場合は10月末、第4四半期以降の場合は12月末）までに申し出を行い、9月末（第3四半期以降の場合は12月末、第4四半期以降の場合は26年3月末）までに省エネ計画を提出する必要があります。

なお、省エネ計画が提出されない場合には、従来どおり国と加入者の負担割合が1：1の通常補填を受けることはできますが、特別対策の対象から外れることとなり、原油価格が特別対策発動ラインを超えたとしても、特別対策分の補填を受けることができなくなりますのでご注意ください。

また、積立金が払底すれば、通常分と同様に補填金を受けることができなくなります。積立残額を考慮した上で、積増しをするか否か、いつ積増しをするのかについては、上記申出と同時に意思表示して下さい。また、その際、積増しは1回限り（分割払い含む）であることにご注意下さい。

**問18 小規模漁業者の特例を受けるためには、どうすればよいのか。**

答 小規模漁業者の特例は、特別対策の対象者であり、かつ、年間の燃油購入数量が50KL以下の者が受けられる措置です。

漁協等へ提出いただく「漁業用燃油購入数料等設定申込書」へ燃油購入予定数量（25年度中、つまり3～1四半期の間に購入を予定している数量）とは別に、前述のとおり標準的な年間燃油使用量を記載いただきますが、後者が50KL以下となる場合の特例措置です。当然のことながら、燃油購入予定数量は、年間使用見込数量よりも小さい数値となります。

**問19 漁協一括加入をした場合、積立金はどのように徴収され、また、補填金はどのように配分されるのか。**

答 積立金の徴収と補填金の配分は、一括加入されたグループ内で燃油使用量に応じて行われる必要があります。具体的な管理、配分方法は、それぞれのグループにお任せしますが、公正な取り扱いが行われるよう、予め取り決めをし、書面で残すようにして下さい。特に、積立金や補填金を燃油購入数量に応じて振り分ける作業は、相応の手間が必

要ですので、構成員との十分な相談をお薦めします。

**問20 漁協一括加入をした組合員の中から、契約期間中に廃業者が出た場合はどうなるのか。**

答 構成人数が変更になった旨、事業実施主体に報告して下さい。  
当然のことながら、今後、廃業者の分の燃油使用量は使われなくなりますから、実際の補填に係る燃油購入数量は申告使用量より少なくなり、廃業者の分が支払われることはありません。

なお、廃業者分の積立金のみ払い戻すことはできませんので、具体的な取り扱いについては予め定める取り決めに含めておくことをお薦めします。

**問21 漁協一括加入の構成員については、小規模特例として認められるのか。**

答 年間燃油使用量を構成員数で除して得られる平均数量が 50KL 以下であれば特例の対象となります。

小規模特例は、燃油使用量の少ない漁業者の特例ですので、一括加入することで全体の使用量が増えたとしても、特例の対象となります。具体的には、一括加入事案の年間燃油購入数量を構成員数で除して得られる平均数量が 50KL 以下であれば特例の対象となります。

なお、燃油使用量が比較的多い者も一括加入のグループに加わりたい場合、そのようなイレギュラーな者の使用量上限は 100KL とします。

**問22 「漁協一括加入」の加入者は漁協であることから、受け取った補填金は漁協の収入と考えてよいか。**

答 漁協が実際に漁業を営み、使用した燃油の補填金として受け取った場合を除き、複数の組合員を束ねたにすぎない一括加入の補填金は、個々の構成員に分配されるべきものであることから、漁協の収入とすることはできません。

**問23 「漁協一括加入」の場合、漁協が積立金を立て替える場合が想定されるが、補填金受け取り時に、積立金を差し引いて構成員に国費部分を分配してよいか。**

答 積立金の立替のほか、構成員の口座への振込手数料など、必要不可欠なコストが生じる場合が想定されます。また、漁協に構成員の方の



本事業とは別の債権がある場合も考えられますが、これらを含め、支払われた補填金の具体的な管理、配分方法は、それぞれのグループにお任せします。ただし、いずれにしても公正な取り扱いが行われるよう、予め取り決めをし、書面に残すようにして下さい。

**問24 25年度の第2四半期以降に新規加入した者も年度内に期中積増しができるのか。**

**答** できません。申込み時に年度末までを見通した上で積立方法を選んで下さい。

**(利子助成)**

**問25 25年度当初の段階で既に参加している者が、積立金の利子助成を受けるために一旦解約し、25年12月までに再加入することはできるか。**

**答** 一旦解約した者の25年度中の再加入はできません。今回の特別対策は、燃油価格をめぐる諸般の事情を踏まえて打ち出した対策であり、特に利子助成は、今回に限り、25年中の新規加入者の積立に係る借入金に加え、既加入者の期中積増しに係る借入金も含め、特別な対応として措置したものです。

**問26 積立金に関する利子助成の方法について教えて欲しい。**

**答** 利子分は、各加入者が一旦支払っていただき、後から助成する方式を考えていますので、借入の際の関係書類は確実に保管していただきますようお願いいたします。

具体的には、以下の通りです。

1	無利子の対象者は誰ですか。	25年12月未まで積立契約を締結した加入者です(特別対策に基づき、新規加入者については、初回積立分、既加入者については、1回の積増し分に限対象です)。
2	本事業を活用するにあたって事前にご準備しておくことはありますか。	本事業を活用する場合は、事前(積立契約の申し込み時)に一般社団法人漁業経営安定化推進協会(漁安協)に報告することが必要となりますのでご留意ください。なお、報告については、必ず漁安協の定める所定の様式を使用してください。
3	本事業の申請はどのように行えばよろしいでしょうか。	全漁連が定める指導致領に基づき、申請様式に必要事項

		を記入のうえ、申請書類一式を関係書類を融資機関経由で全漁連宛てに提出してください。(融資機関においては、当該内容について適正であることを確認したうえで、申請書類に必要事項を記入し、全漁連宛てに提出してください。)
4	金融機関は、漁協等系統金融機関であれば対象となりますか。	漁協等系統金融機関のほか一般の金融機関でも構いません。
5	金利負担軽減措置の対象となる資金は何ですか。	金融機関から借り入れた資金で、漁業経営セーフティネット構築事業における積立契約に基づく、積立金のために金融機関から借り入れた資金が対象となります。
6	25年度当初の段階で既に加入している者が、漁業経営セーフティネット構築事業を一旦解約し、25年12月末までに再加入した場合、無利子化事業の対象となりますか。	一旦解約した者の25年度中の漁業経営セーフティネット構築事業への再加入はできませんことから、今回の無利子化措置の対象とはなりません。
7	無利子の上限額はいくらまでですか。	漁業経営セーフティネット構築事業の運用について(平成22年3月30日水漁第3038号)に基づく漁業用燃油価格差補填金の積立のための借入金額です。
8	貸付金利が何%でも無利子になりますか。	利子助成の上限は3%です。したがって、貸付金利が3%を超える部分は借入者の負担となります。
9	資金の借り受け後、金利負担軽減措置(利子助成)はいつまで行われるのですか。	資金の借入後、最長3年間利子助成が行われます。 なお、既加入者の積立の場合には、3年以内に積立契約の契約終了期限が到来することとなりますが、その際、積立金の払い戻しを受けず(借入金の返済をせず)、積立契約の継続を選択された場合には、利子助成は継続され、累計で(前契約期間と併せて)最長3年間までの利子助成を引き続き受けられます。 ただし、積立金の払い戻しを受ける場合には、利子助成も当然に終了となります。
10	積立契約を締結すれば、借入金の上限まで借り入れていただけますか。	融資を受けるためには融資機関による審査があります。
11	「漁業用燃油価格差補填金積立契約」に基づく「積立金」を借入金で払い、利子助成を活用している場合、「補填金」により交付される「漁業用燃油価格差補填金(以下「補填金」という。))を受領した際に、当該借入金の返済(繰上償還)に充当すべきか。	「補填金」を受領した際には、補填金に含まれる積立金相当額(借入金相当額)部分について、繰上償還の原資として充当する必要があります。 なお、「積立金」にかける借入金や、利子助成を活用した借入金以外にも存在する場合には、利子助成を活用した借

		入金とそれ以外の借入金の残高按分などにより、充当する必要もあります。
12	「補填金」を受領した際、「積立金」にかかる借入金等が「本制度を活用した借入金」以外にも存在する場合には、具体的に返済(繰上償還)の充当方法をどうすれば良いのか。	<p>① 既加入者であって、今回積増のために「本制度を活用した借入金」以外に、積増前の積立金にかかる借入金(または自己資金)の残高部分が残っている場合 ⇒ 積立金の積立時期に応じ、積立時期の古い残高部分から優先充当するものとします。ただし、「補填金」が積増前の積立金の金額を上回った場合には、その残額について、今回積増のために「本制度を活用した借入金」に充当してください。</p> <p>② 今回積増若しくは新規加入にあたって、「本制度を活用した借入金」以外に、自己資金等部分がある場合 ⇒ 上記1のとおり、残高按分により「本制度を活用した借入金」に充当してください。</p> <p>③ 来年度(以降)の積立時、新たに積立金にかかる借入金や自己資金により積立を行った場合 ⇒ 積立金の積立時期に応じ、上記①と同様、積立時期の古い残高部分から優先充当してください。</p>

(その他)

問27 特別対策の申込は平成 25 年 12 月末までとなっているところ、「もうかる漁業創設支援事業」、「がんばる漁業復興支援事業」又は「がんばる養殖復興支援事業」に参加しているが、本事業に加入することはできるのか。

答 「もうかる漁業創設支援事業」、「がんばる養殖復興支援事業」及び「がんばる養殖復興支援事業」(以下「もうかる漁業創設支援事業等」という。)を実施している期間であっても、漁業経営セーフティネット構築事業の積立契約を締結し本事業に加入することは可能です。

ただし、「もうかる漁業等創設支援事業等」を実施している期間中の油費は、それらの事業の経費として国の助成対象となっていることから、本事業で補填を受けることはできません(国の助成が二重になるためです)。このような場合、本事業の補填金積み立ては、「もうかる漁業創設支援事業等」の実施期間を除外して行うこととなります。

具体的には、年度の全てが「もうかる漁業創設支援事業等」の実

施期間に含まれる場合、本事業の漁業用燃油購入数料等設定申込書の購入予定数量を「0 KL」、納入すべき補填積立金を「0円」として申し込むこととなります。

一方、年度の途中から「もうかる漁業創設支援事業等」を実施する場合、それらの事業開始後の期間を除いた期間に応じて購入予定数量を設定し、補填積立金を納入することとなります。逆に、年度の途中で「もうかる漁業創設支援事業等」が終了する場合には、終了後の期間に応じた購入予定数量を設定し、補填積立金を納入することとなります。こうすることで、もうかる漁業創設支援事業等の実施期間を除く期間について、本事業による補填金を受け取ることが可能になります。

**問28** 本事業に加入しているが、水産庁の他の補助事業を活用してもよいか。

**答** 本事業の加入者は、漁業の用に供する燃油費そのものに対して助成が行われる他の補助事業を利用することはできません（国の助成が二重になるためです）。その場合は、前問いに準じた扱いをとることになりますので、個別に事業主体に相談して下さい。